

議 第 一 号

仙台市議会議案委員会条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百九条及び仙台市議会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

令和四年三月九日

提 出 者

議会議案委員会 委員長 野 田 謙

仙台市議会議長

赤間 次彦 様

仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例

仙台市議会委員会条例（昭和三十四年仙台市条例第六号）の一部を次のように改正する。
第二十八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 参考人は、オンラインにより委員会に出席することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

オンラインによる参考人の委員会への出席について、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。